

広域通信制高校に関する実態調査結果について(概要) 【確定値】

平成28年9月27日

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育制度改革室

(1)調査方法

書面(アンケート)による調査

(2)調査対象

①広域通信制高等学校(各都道府県、認定地方公共団体、県教育委員会を通じて調査)

- ・学校法人立：85校
- ・株式会社立：19校
- ・公立：1校

※平成28年度に学校法人立3校、公立1校が広域通信制高等学校として新規設置。一方、平成28年度から、学校法人立の1校が狭域化。狭域化した高等学校は調査対象としていないため、平成27年度実績に関する調査項目については、学校法人立82校、株式会社立19校の計101校の回答を取りまとめている。

※各調査項目の結果は、原則として学校法人立、株式会社立、公立の内訳を示すこととしているが、公立については、該当しない調査項目については省略している。

②広域通信制高等学校を所轄する都道府県

- ・30都道府県

③構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体(以下、認定地方公共団体)

- ・19認定地方公共団体

(3)実施時期

平成28年7月～8月

※調査結果の内容は、調査において各調査対象から報告された内容による

※各データの集計においては、回答が不備であったものを除いている

1. 高等学校に対する調査

・設置形態、収容定員・在籍生徒数、学校規模	4
・生徒の現状等	5
・サテライト施設の展開状況、運営実態等	6
・編入学の取り扱い	12
・学校評価の実施状況	13
・表簿等の管理・保存の状況	14
・教育指導に関する事項 -年間指導計画、添削指導-	15
・教育指導に関する事項 -添削指導-	16
・教育指導に関する事項 -面接指導-	18
・教育指導に関する事項 -多様なメディアを利用した指導-	21
・教育指導に関する事項 -試験-	22
・施設・設備の整備状況	23

2. 所轄庁に対する調査

・設置認可、指導監督等を行う事務体制	25
・広域通信制高等学校に対する実態把握の取組	27
・サテライト施設の把握状況 -都道府県-	29
・サテライト施設の把握状況 -認定地方公共団体-	30
・サテライト施設に関する情報提供 -都道府県-	31
・サテライト施設に関する情報提供 -認定地方公共団体-	32

1. 高等学校に対する調査

(1) 設置形態、収容定員・在籍生徒数、学校規模

① 設置形態(独立・併置別)

	独立	併置	併置の内訳		
			全日制	定時制	全・定
学校法人立	49	36	34	1	1
株式会社立	18	1	1	0	0
公立	0	1	0	1	0
合計	67	38	35	2	1

② 収容定員、在籍生徒数 [平成28年5月1日現在]

	収容定員	在籍生徒数
学校法人立	196,645	89,031
株式会社立	40,210	11,239
公立	1,600	727
合計	238,455	100,997

③ 在籍生徒数別の学校数 [平成28年5月1日現在]

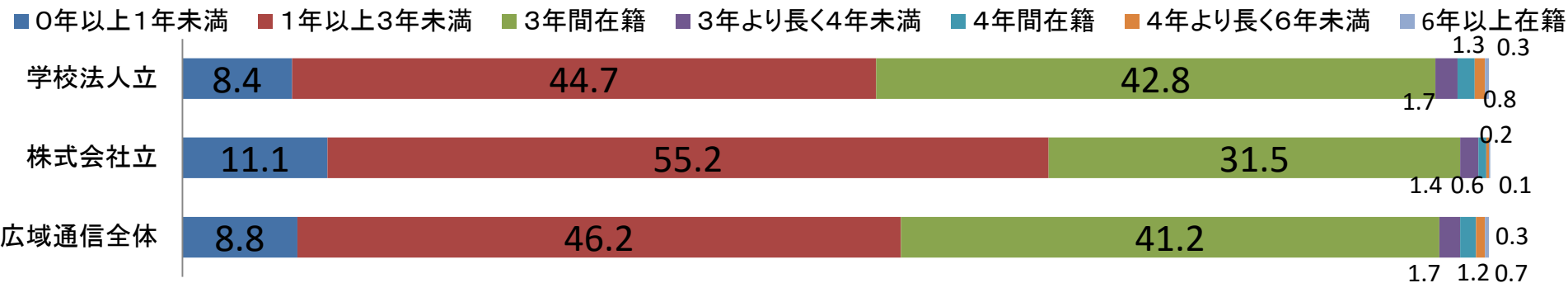
	0～ 100人	101～ 300人	301～ 600人	601～ 1,000人	1,001～ 1,500人	1,501～ 3,000人	3001人 以上
学校法人立	21	20	9	11	10	7	7
株式会社立	3	6	4	1	3	2	0
公立	0	0	0	1	0	0	0
合計	24	26	13	13	13	9	7

(2) 生徒の現状等

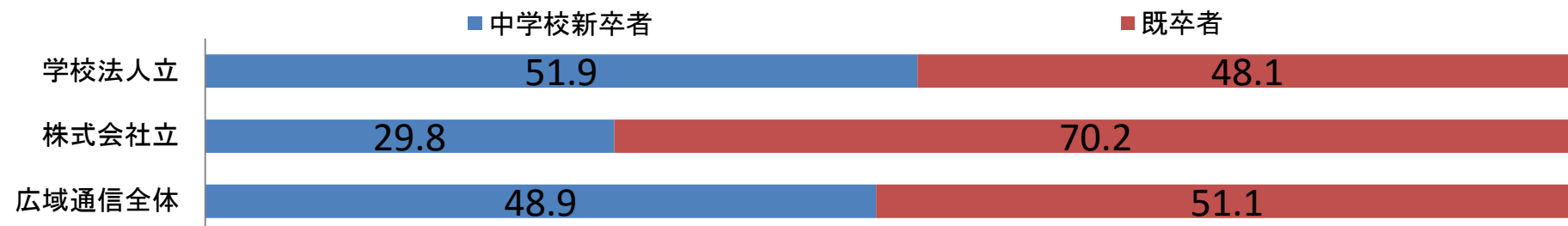
① 在籍生徒数のうち平成27年度中に一科目も履修していない生徒数、割合

	在籍生徒数 (H27. 3. 31)	27年度中に一科目も履修していない生徒	
		生徒数	割合
学校法人立	89,500	2,405	2.7%
株式会社立	13,454	273	2.0%
合 計	102,954	2,678	2.6%

② 平成27年度卒業生の在籍期間



③ 平成27年度入学者の状況(中学校新卒者、既卒者の割合)



(3) サテライト施設の展開状況、運営実態等

① サテライト施設の設置数 [平成28年5月1日現在]、行っている活動等

	サテライト施設数				学則記載の割合	文書による取り決めの割合	サテライト施設で行っている活動 ※1					
	合計	うち法人立高校が展開するもの	うち株立高校が展開するもの	うち公立高校が展開するもの			添削指導	面接指導	試験	成績評価・単位認定に関する業務	添削課題のサポート	生徒募集に関わる業務
自校の施設	575	556	19	0	89% (91%、37%)	66% (68%、16%)	42% (42%、32%)	79% (81%、21%)	79% (81%、21%)	29% (29%、26%)	50% (49%、100%)	44% (43%、89%)
協力校	215	211	0	4	97% (99%、0%)	43% (44%、0%)	14% (15%、0%)	43% (39%、0%)	42% (41%、0%)	12% (12%、0%)	17% (18%、0%)	10% (10%、0%)
技能教育施設	210	207	3	0	64% (64%、67%)	98% (99%、33%)	46% (46%、0%)	88% (89%、0%)	91% (91%、67%)	73% (73%、67%)	97% (97%、100%)	93% (93%、100%)
サポート施設	1234	882	352	0	26% (9%、68%)	71% (73%、64%)	10% (10%、9%)	10% (11%、9%)	34% (40%、18%)	9% (8%、11%)	96% (94%、99%)	84% (85%、82%)
その他の施設	33	25	8	0	12% (8%、25%)	15% (16%、13%)	12% (16%、13%)	3% (4%、13%)	6% (4%、25%)	9% (12%、13%)	51% (60%、36%)	79% (76%、100%)

※1 サテライト施設で行っている活動については、平成27年度活動実績を基に回答を求め、平成27年度活動実績がない施設については平成28年度活動実績又は計画を基に回答を求めている。
括弧外の数値は広域通信制高校全体に係る割合、括弧内の数値はその内訳として学校法人立・株式会社立の順でそれぞれに係る割合を記載

※2 各学校のサテライト施設の設置数は別紙参照

【サテライト施設の定義】

- ・ 自校の施設…広域通信制高校が自校の施設として設置している面接指導・添削指導・試験のための施設（自己所有、借用のいずれかを問わず、他の学校等の校舎施設の一部を借用して自校の教室としているもの等も含む。）
- ・ 協力校…広域通信制高校の行う面接指導及び試験等に協力する他の高等学校（高等学校通信教育規程第3条の協力校）
- ・ 技能教育施設…広域通信制高校と技能連携を行う技能教育施設（学校教育法第55条の技能教育施設）
- ・ サポート施設…上記3つ以外の施設であって、実施校に在籍する生徒に対して学習面や生活面での支援等を行うものとして、実施校または設置者が認めているもの
- ・ その他の施設…上記4つのいずれにも該当しないサテライト施設（例えば、事務のための施設等）

(3) サテライト施設の展開状況、運営実態等

② 学校教育(添削指導、面接指導、試験、成績評価・単位認定業務のいずれか)を実施している、学則不記載のサテライト施設数

	合 計		うち学校法人立		うち株式会社立		行っている活動別の内訳(施設数)※			
	学校数	施設数	学校数	施設数	学校数	施設数	添削指導	面接指導	試験	成績評価・ 単位認定に 関わる業務
自校の施設	14	47	13	46	1	1	44 (43、1)	28 (27、1)	40 (39、1)	30 (29、1)
協力校	1 (公立)	4 (公立)	0	0	0	0	0	4	4	0
技能教育施設	5	70	5	70	0	0	43 (43、0)	70 (70、0)	70 (70、0)	63 (63、0)
サポート施設	12	437	10	368	2	69	105 (73、32)	105 (73、32)	367 (332、35)	110 (73、37)
その他の施設	3	3	3	0	0	0	3 (3、0)	0	0	2 (2、0)

※ 行っている活動については、平成27年度活動実績を基に回答を求め、平成27年度活動実績がない施設については平成28年度活動実績又は計画を基に回答を求めている

※ 括弧外の数値は広域通信制高校が展開する施設数の合計、括弧内の数値は、その内訳として学校法人立・株式会社立の順でそれぞれが展開する施設数を記載

- ✓ **学校教育法施行規則第4条では、協力校のみ学則記載事項として規定(なお、同施行規則第3条の規定により、自校の施設のうち分校については設置認可の申請時に図面等の提出が必要)**
- ✓ **その他のサテライト施設については、学則記載事項とするかどうかは所轄庁によって異なる(例:設置認可基準において、面接指導を行う施設について学則記載事項として定める など)**
- ✓ **学則不記載のサテライト施設において上記業務を行っていることが直ちに不適切であるとまではいえないが、これらのサテライト施設については、所轄庁としてその所在や実態等を必ずしも把握し得ないことを踏まえれば、広域通信制高等学校の指導監督に係る重要な課題の1つであると考えられる。**

(3) サテライト施設の展開状況、運営実態等

③ サテライト施設職員(実施校と兼務していない者)が学校教育(添削指導、面接指導、試験、成績評価・単位認定業務のいずれか)を行っているケース [平成27年度実績]

	全体		うち学校法人立		うち株式会社立		実施している業務の内訳(施設数)			
	学校数※	施設数	学校数	施設数	学校数	施設数	添削指導	面接指導	試験	成績評価・単位認定に関する業務
技能教育施設	7	48	7	48	0	0	6 (6、0)	42 (42、0)	12 (12、0)	37 (37、0)
サポート施設	6	338	4	285	2	53	32 (0、32)	83 (51、32)	336 (283、53)	2 (2、0)
その他の施設	1	1	1	1	0	0	0	0	0	1 (1、0)
合計	12	387	10	334	2	53	38	125	348	40

※ 「添削指導」、「面接指導」、「試験」、「成績評価・単位認定に関する業務」のいずれか1つ以上について、を行っている者の属性として、「サテライト施設の職員(実施校と兼務していない者)」が含まれると回答している学校、サテライト施設について計上

※ 学校数については、複数の施設分類について当てはまる学校があるため、内訳の計と合計数は一致しない

- ✓ 実施校における添削指導、面接指導、試験、成績評価・単位認定に関する業務について、実施校の教職員以外が行うことは当然できない。
- ✓ 学習指導要領に基づいた指導が行われているのか、各教科の教員免許状を取得している者により指導が行われているのかなどが不明である。
- ✓ また、例えば、面接指導の際に事故が発生した場合に、損害賠償の責任を負うのは実施校・サテライト施設のどちらになるのかなど、責任の所在が不明確になるおそれがある。
- ✓ 上記の施設については、実施校からの派遣教員、実施校の兼務職員が主たる指導を行っている場合であれば必ずしも法令上の問題が生じるものではなく、今後、所轄庁による確認等が必要である。

(3) サテライト施設の展開状況、運営実態等

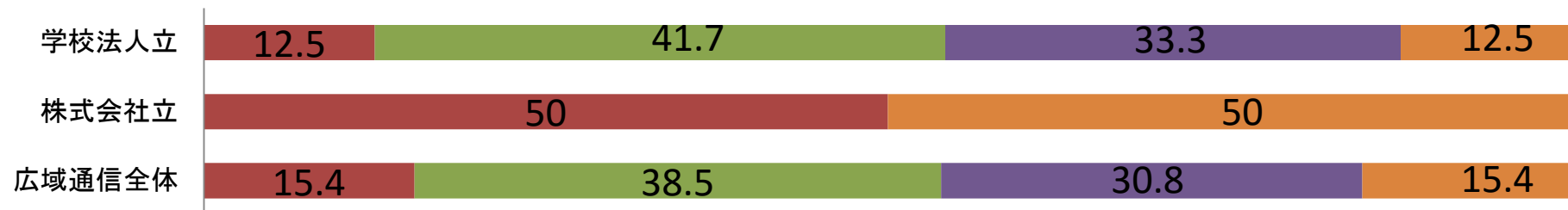
④ サテライト施設との連携協力を担当する教職員の配置状況

	複数のサテライト施設を展開する学校数	連携協力を担当する教職員の配置	
		学校数	割合
学校法人立	59	54	92%
株式会社立	18	17	94%
公立	1	0	0%
合計	78	71	91%

⑤ 技能教育施設との連携に関する実施校の取組状況 [平成27年度実績]

ア. 1施設当たりの平均的な訪問頻度

■ ほとんど訪問していない ■ 年に1、2回程度 ■ 数か月に1回程度 ■ 月に一回程度 ■ 2週間に1回程度 ■ 週に1回程度



イ. 訪問目的(複数回答可)

(学校数)

	面接指導、添削指導、試験等の実施	教育活動の視察	打ち合わせ	その他
学校法人立	15	19	18	8
株式会社立	0	2	2	0
合計	15	21	20	8

(3) サテライト施設の展開状況、運営実態等

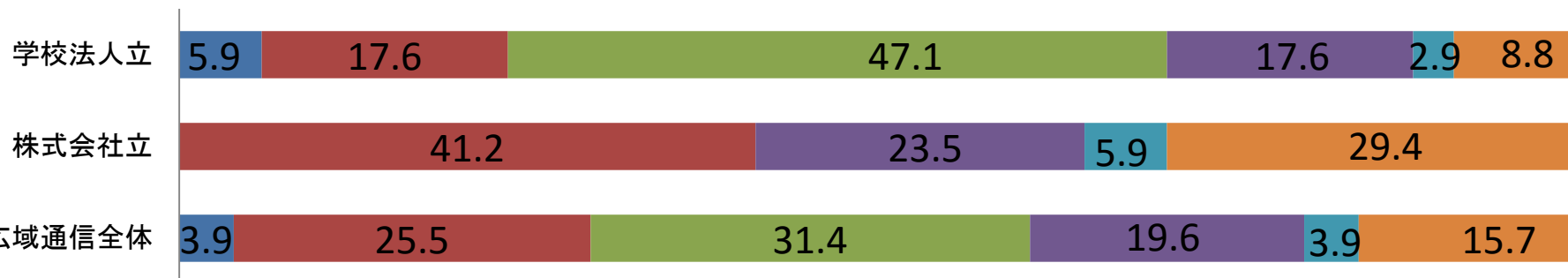
⑥ サポート施設を展開する学校数

サポート施設を展開する 広域通信制高校		1以上 10未満	10以上 30未満	30以上 50未満	50以上 100未満	100以上 150未満	150以上
学校法人立	35	15	12	3	4	0	1
株式会社立	16	8	2	5	1	0	0
合計	51	23	14	8	5	0	1

⑦ サポート施設との連携に関する実施校の取組状況 [平成27年度実績]

ア. 1施設当たりの平均的な訪問頻度

■ ほとんど訪問していない
 ■ 年に1、2回程度
 ■ 数か月に1回程度
 ■ 月に1回程度
 ■ 2週間に1回程度
 ■ 週に1回程度



イ. 訪問目的(複数回答可)

(学校数)

	面接指導、添削指導、試験等の実施	教育活動の視察	打ち合わせ	その他
学校法人立	9	25	29	11
株式会社立	0	12	14	7
合計	9	37	43	18

(3) サテライト施設の展開状況、運営実態等

⑧ サポート施設に係る費用の納入方法(複数選択可)

(学校数)

	まとめて実施校に 納入	まとめてサポート施設 に納入	区分してそれぞれに 納入
学校法人立	7	8	25
株式会社立	9	1	10
合 計	16	9	35

⑨ サポート施設における看板やパンフレット等での掲示方法(複数選択可)

(学校数)

	〇〇高等学校	〇〇高等学校 △△(地名)校	〇〇高等学校 △△(地名) キャンパス	〇〇高等学校 △△(地名) センター	□□高等学院、 〇〇高等学校 サポート施設	その他	把握して いない
学校法人立	3	3	8	11	15	17	0
株式会社立	2	2	5	4	3	6	0
合 計	5	5	13	15	18	23	0

- ✓ 学校教育法第135条第1項において、「専修学校、各種学校その他第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。」と規定していることに鑑み、サポート施設において、学校教育を行う実施校の校舎であるとの誤解を招くような掲示や説明を行うことは不適切である。

(4) 編入学の取り扱い

① 編入学の受入れ状況[平成25～27年度実績]

	合 計		うち学校法人立		うち株式会社立	
	学校数	人数	学校数	人数	学校数	人数
各種学校、インターナショナル スクール、外国人学校	7	60	4	55	3	5
文部科学省以外の省庁が所 管する教育訓練施設	1	1	0	0	1	1
高等学校卒業認定試験の 科目合格者	8	18	4	4	4	14
合 計	15	79	8	59	7	20

※ 上記「インターナショナルスクール」については、海外に設置され、正規の後期中等教育機関として認められているものや、我が国の一条校、高等専修学校に該当するものは除く

※ 調査回答について、所轄庁を通じて確認したところ、各種学校や無認可校であるインターナショナルスクールからの受入れが確認されたが、インターナショナルスクールへの在学以前に生徒が高等学校への在学歴があったことも踏まえて編入学を認めたというケースなども見受けられた

※ 高等学校卒業認定試験の科目合格者について、学校として編入学生として取り扱っているが、1年次生として受入れ、他の生徒と同様に、卒業まで3年を必要としているケースなども見受けられた

※ 学校数については、複数の施設分類について当てはまる学校があるため、内訳の計と合計数は一致しない

- ✓ **法令上、インターナショナルスクールからの編入学については、海外に設置され、正規の後期中等教育機関として認められているものからの受入れは可能であるが、我が国に設置されているインターナショナルスクールで、一条校や高等専修学校に該当しないもの(各種学校や無認可校)については、受入れはできない。**
- ✓ **また、高等学校卒業認定試験の科目合格者については、入学後、単位認定を行うことは可能であるが、編入学は認められない。**
- ✓ **上記の受入れについては、所轄庁からの追加情報を踏まえれば、以前の在学歴を確認して受け入れているものや、受け入れ後卒業までに3年を必要としているもの(法令上の編入学に該当しないもの)が見受けられ、今後、所轄庁による確認等が必要である。**

(5) 学校評価の実施状況

① 自己評価、学校関係者評価、第三者評価の実施状況[平成27年度実績]

		合 計		うち学校法人立		うち株式会社立	
		割合	学校数	割合	学校数	割合	学校数
自己評価	実施・公表	45%	45	43%	35	53%	10
	実施・非公表	28%	29	25%	21	42%	8
	第三者の参画あり	30%	30	27%	22	42%	8
	不実施	27%	27	32%	26	5%	1
学校関係者評価	実施・公表	19%	19	17%	14	26%	5
	実施・非公表	19%	19	17%	14	26%	5
	高校通信教育に知識・経験を有する第三者の参画あり	24%	24	22%	18	32%	6
	不実施	62%	63	66%	54	47%	9
第三者評価※	実施・公表	16%	16	5%	4	63%	12
	実施・非公表	7%	7	6%	5	11%	2
	不実施	77%	78	89%	73	26%	5

※ 今回の調査では、構造改革特別区域法に基づく認定地方公共団体による評価は、第三者評価として整理

- ✓ 自己評価については、法令上、全ての学校について、その実施と結果の公表の義務が課せられており、文部科学省が定める「学校評価ガイドライン[平成28年改訂]」においても、少なくとも1年度間に1回は実施することとされている。
- ✓ 昨年度、自己評価を実施・公表している学校は45%にとどまり、評価が適切に実施されるよう、改善を要する状況である。

(6) 表簿等の管理・保存の状況

① 実施校の校舎に備えている表簿	全体	うち学校法人立	うち株式会社立	うち公立
a 学校に関係のある法令	92%	94%	84%	100%
b 学則	100%	100%	100%	100%
c 日課表	86%	87%	79%	100%
d 教科用図書配当表	71%	72%	68%	100%
e 学校医執務記録簿	40%	41%	32%	100%
f 学校歯科医執務記録簿	38%	39%	32%	100%
g 学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌	47%	49%	32%	100%
h 職員の名簿、履歴書、出勤簿	98%	98%	100%	100%
l 担任学級、担任の教科又は科目及び時間表	90%	91%	84%	100%
j 指導要録、その写し及び抄本	98%	98%	100%	100%
k 出席簿	95%	96%	95%	0%
l 健康診断に関する表簿	90%	89%	89%	100%
m 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿	91%	93%	84%	100%
n 資産原簿	73%	75%	63%	100%
o 出納簿及び経費の予算決算についての帳簿	89%	91%	84%	0%
p 図書機械器具、標本、模型等の教具の目録	57%	56%	58%	100%
q 往復文書処理簿	79%	79%	79%	100%

② 表簿の保存期間

上記表簿の一部について、5年間(指導要録及び学籍に関する記録については20年間)

保存していない学校数：8校(うち学校法人立4校、株式会社立4校)

【参考】学校教育法施行規則

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

一～七(略) ※ 上記a～qの表簿を列挙

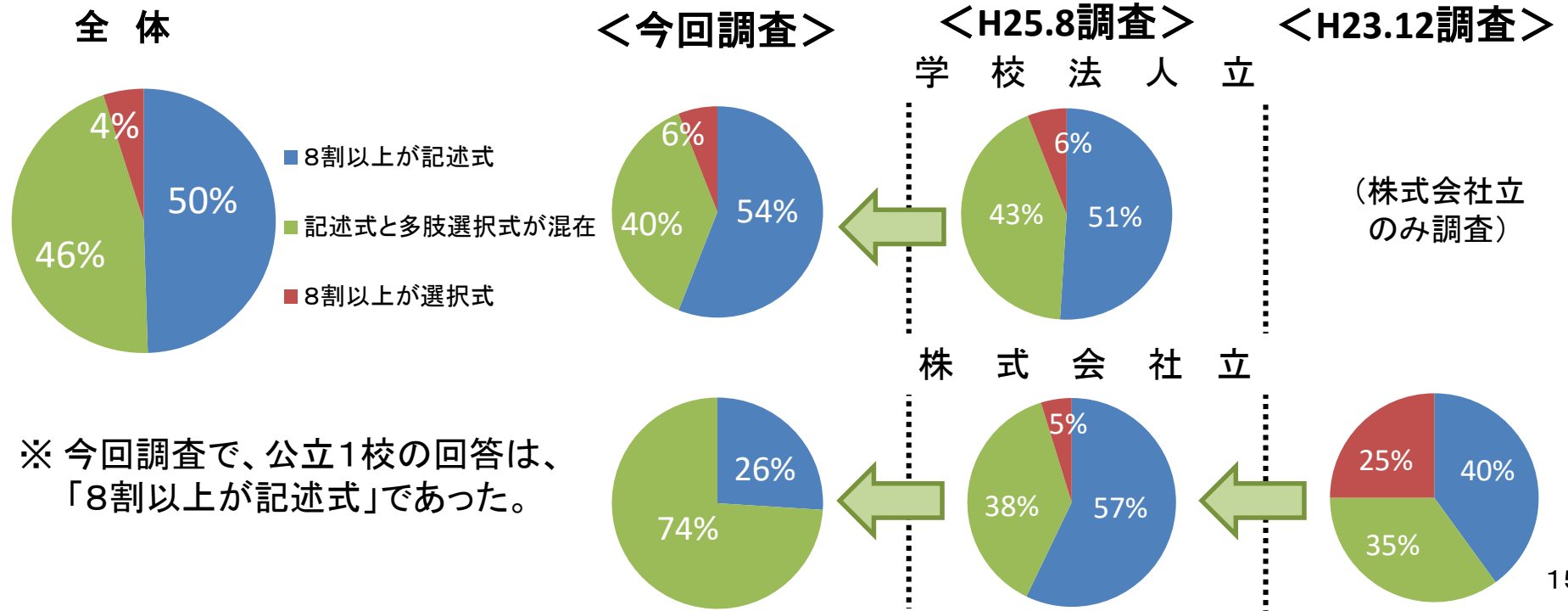
2 前項の表簿(第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。)は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

(7) 教育指導に関する事項 -年間指導計画、添削指導-

① 高等学校学習指導要領に基づいた年間指導計画の作成

- ・全ての教科・科目等について、全ての生徒を対象にした年間指導計画を作成している：
全体88校(うち学校法人立71校、株式会社立16校、公立1校)
- ・全ての生徒を対象とした年間指導計画が作成されていない教科・科目等がある：
全体13校(うち学校法人立10校、株式会社立3校)
- ・その他：4校(うち学校法人立4校、株式会社立0校)

② 添削課題(レポート)の回答形式



(7) 教育指導に関する事項 -添削指導-

③ レポート添削の一般的な方法(複数選択可)

	全体	うち学校法人立	うち株式会社立	うち公立
レポートの採点(評価)を行って返却	84%	85%	79%	100%
レポートに正解を記載して返却	50%	37%	68%	0%
レポートに一人一人の到達度に応じた解説を付して返却	49%	37%	58%	100%
レポート返却時に正解例を記載した別紙を添付	17%	12%	21%	100%
レポートについて対面(面接指導)で解説	28%	26%	11%	0%

④ レポート課題の作成元(複数選択可)

	全体	うち学校法人立	うち株式会社立	うち公立
ほとんどの科目について自校で作成した課題	53%	54%	47%	100%
ほとんどの科目について出版社等が作成した課題	22%	21%	26%	0%
その他(自校作成と出版社等作成が混在)	26%	26%	26%	0%

(7) 教育指導に関する事項 -添削指導-

⑤ スマートフォンやタブレット端末、コンピュータ等でレポートを実施

- ・ 全体20校(うち学校法人立13校、株式会社立7校)

⑥ 添削指導の実施時期

	全体	うち学校法人立	うち株式会社立	うち公立
各科目の添削指導について、全て期末試験の前に実施を終了している	85%	91%	58%	100%
一部の科目の添削指導について、期末試験の後に実施を終了している	10%	7%	32%	0%
半分程度の科目の添削指導について、期末試験の後に実施を終了している	5%	4%	11%	0%

(7) 教育指導に関する事項 -面接指導-

⑦-1 面接指導の1単位時間の設定

	全体	うち学校法人立	うち株式会社立	うち公立
全ての面接指導について、1単位時間を50分に設定	67校 (64%)	51校 (60%)	15校 (79%)	1校 (100%)
ほとんど(8割以上)の面接指導について、1単位時間を50分に設定	11校 (10%)	11校 (13%)	0校 (0%)	0校
半分程度の面接指導について、1単位時間を45分以下に設定	4校 (4%)	3校 (4%)	1校 (5%)	0校
ほとんど(8割以上)の面接指導について、1単位時間を45分以下に設定	3校 (3%)	3校 (4%)	0校 (0%)	0校
全ての面接指導について、1単位時間を45分以下に設定	20校 (19%)	17校 (20%)	3校 (16%)	0校

⑦-2 1単位時間を45分以下に設定している場合(複数選択可)

	全体	うち 学校法人立	うち 株式会社立
40分未満	1校 (1%)	0校 (0%)	1校 (5%)
40分	6校 (6%)	4校 (5%)	2校 (11%)
45分	25校 (24%)	24校 (27%)	1校 (5%)
その他	3校 (3%)	3校 (4%)	0校 (0%)

【参考】

○高等学校学習指導要領第1章第7款(一部抜粋)

面接指導の授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。

○高等学校学習指導要領解説 総則編(一部抜粋)

各教科・科目の1単位当たりの面接指導の単位時間数の標準が、第7款の1において定められており、その場合の1単位時間は50分として計算するものとされている。したがってそれによって、計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数については、面接指導の授業の1単位時間を弾力化する場合でも、前提として確保されていなければならない。

(7) 教育指導に関する事項 -面接指導-

⑧ 面接指導の頻度

	全体	うち学校法人立	うち株式会社立	うち公立
5割以上の生徒について、週に3日以上	26校 (25%)	25校 (30%)	1校 (5%)	0校
5割以上の生徒について、週に1～2日程度	23校 (22%)	21校 (25%)	1校 (5%)	1校 (100%)
5割以上の生徒について、集中スクーリング	51校 (49%)	34校 (40%)	17校 (89%)	0校
週3日以上、週1～2日程度、集中スクーリングの組み合わせ(いずれも5割を超えない)	5校 (5%)	5校 (6%)	0校	0校

⑨ 集中スクーリングの実施状況

- ・集中スクーリングを実施している学校数：
全体79校(うち学校法人立60校、株式会社立19校)

- ・集中スクーリングを実施している場合、卒業までに必要な受講日数 (学校数)

	5～10日	11～20日	21～30日	31～40日	41～50日	51日以上
学校法人立	6	16	20	4	7	6
株式会社立	7	9	2	1	0	0
合計	13	25	22	5	7	6

※卒業までに必要な受講日数について、特に定めていない高校については除いている。

(7) 教育指導に関する事項 -面接指導-

⑩ 集中スクーリングを実施している月

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校法人立	7%	27%	48%	68%	65%	43%	35%	38%	68%	53%	42%	17%
株式会社立	16%	42%	58%	68%	63%	63%	68%	58%	63%	84%	53%	21%
全体	9%	30%	50%	68%	65%	48%	42%	43%	67%	61%	44%	18%

⑪ 面接指導の実施時期

	全体	うち学校法人立	うち株式会社立	うち公立
各科目の面接指導について、全て期末試験の前に実施を終了している	85%	91%	58%	100%
一部の科目の面接指導について、期末試験の後に実施を終了している	9%	10%	5%	0%
半分程度の科目の面接指導について、期末試験の後に実施を終了している	4%	0%	21%	0%

(7) 教育指導に関する事項 -多様なメディアを利用した指導-

⑫ 利用しているメディアの種類

	高校講座 (テレビ、ラジオ)	高校講座の ウェブサイト	高校講座以外の テレビ・ラジオ番組	DVD・ビデオ・インター ネットによる授業 映像等の配信 (一方向)	インターネット 等を利用した 指導(双方向)	その他
学校法人立	61%	49%	15%	62%	8%	2%
株式会社立	53%	53%	32%	84%	21%	16%
公立	100%	0%	0%	0%	0%	0%
合計	60%	50%	18%	66%	10%	5%

⑬ 多様なメディアを利用した指導について、生徒の履修状況の確認方法

	全体	うち学校法人立	うち株式会社立	うち公立
視聴票等の提出により確認	72%	73%	68%	100%
添削指導の課題の中で確認	13%	15%	10%	0%
インターネットによる授業映像等の再生 履歴を系統的に確認	22%	20%	32%	0%
双方向方式のメディアを利用してリアル タイムで確認	6%	8%	0%	0%
その他	11%	9%	21%	0%
確認を行っていない	1%	1%	0%	0%

(7) 教育指導に関する事項 -試験-

⑭ 試験の回答方式

	全体	うち学校法人立	うち株式会社立	うち公立
ほとんど(約8割以上)の回答が記述式	37%	40%	21%	100%
ほとんど(約8割以上)の回答が多肢選択式	7%	7%	5%	0%
その他(記述式と多肢選択式が混在)	56%	53%	74%	0%

⑮ スマートフォンやタブレット端末、コンピュータ等で試験を実施

- ・ 全体3校(うち学校法人立1校、株式会社立2校)
うち、生徒の自宅や生徒が任意に選択した場所で実施 : 0校

(8) 施設・設備の整備状況

① 実施校の校舎に備えている施設

	全体	うち 学校法人立	うち 株式会社立	うち公立
教室	100%	100%	100%	100%
図書室	98%	98%	100%	100%
保健室	99%	99%	100%	100%
職員室	100%	100%	100%	100%
運動場	76%	77%	73%	0%
体育館	69%	86%	78%	100%
専門教育を施すための施設	36%	39%	26%	0%
実験・実習のための施設	49%	52%	37%	100%

2. 所轄庁に対する調査

(1) 設置認可、指導監督等を行う事務体制

① 広域通信制高校の設置認可、指導監督等の事務を執行する職員数 [平成28年4月1日現在]

	1人	2人	3人	4人	5人以上
都道府県	2	2	9	9	8
認定地方公共団体	4	8	4	1	2

※ 非常勤の職員は一律で0.5人として計算し、小数点は切り上げている

② 広域通信制高校の設置認可、指導監督等に関する職員体制 [平成28年4月1日現在]

	事務を執行する職員
都道府県	4.1人
認定地方公共団体	2.5人

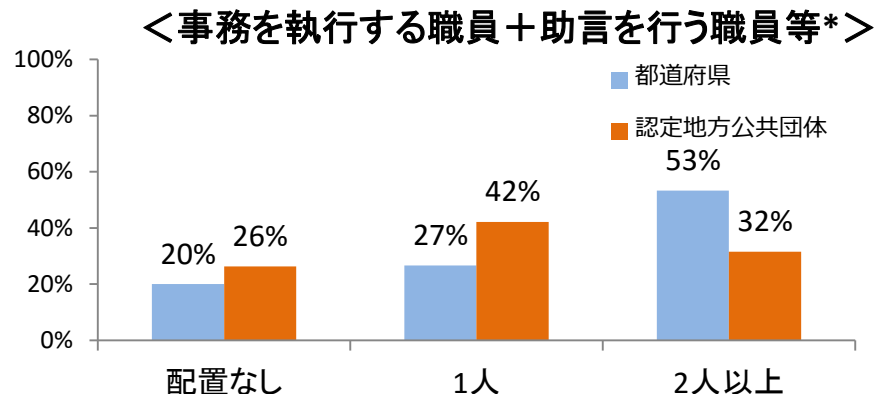
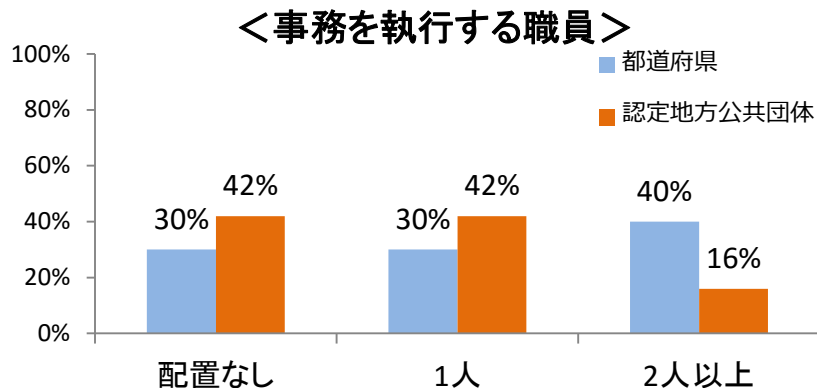
※ 非常勤の職員は一律で0.5人として計算

(1) 設置認可、指導監督等を行う事務体制

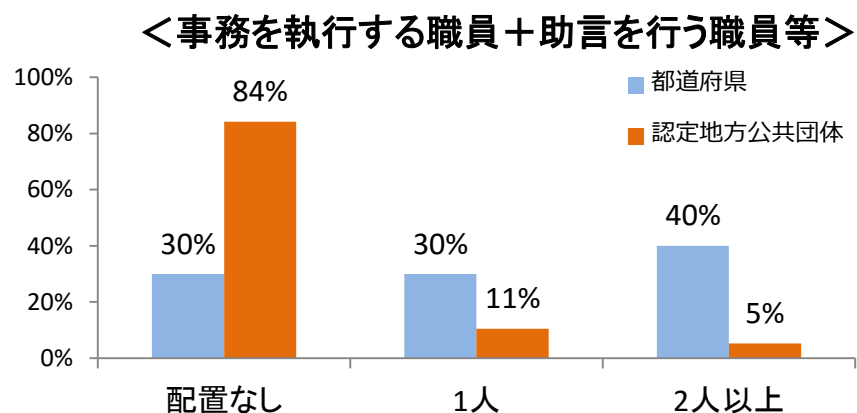
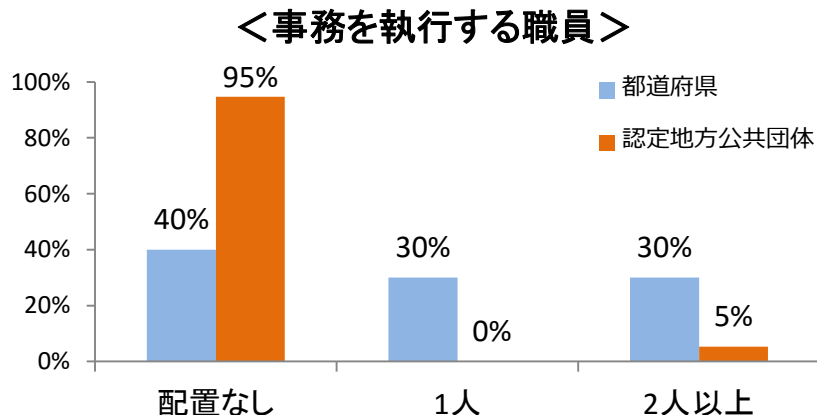
③ 教職・教育行政経験を有する者の配置 [平成28年4月1日現在]

ア. 教職経験又は教育行政経験のある職員(学校種不問)

*助言を行う職員:事務の執行に対する助言を行う職員
(例:教育委員会勤務の指導主事が知事部局の私学担当課へ助言を行う場合等)



イ. 高等学校での勤務経験、高等学校に係る教育行政経験のある職員



- ✓ 認定地方公共団体においては、事務を担当する職員数が少なく、高等学校に関する経験を有する職員を配置している市町村は1市のみであり、広域通信制高等学校の指導監督を行う上で、極めて脆弱な体制となっている。
- ✓ 一方、都道府県においても、職員数、高等学校に関する経験を有する職員を配置していない都道府県もあるなど、ばらつきがある。

(2) 広域通信制高等学校に対する実態把握の取組

① 書面調査、現地調査等の実施状況

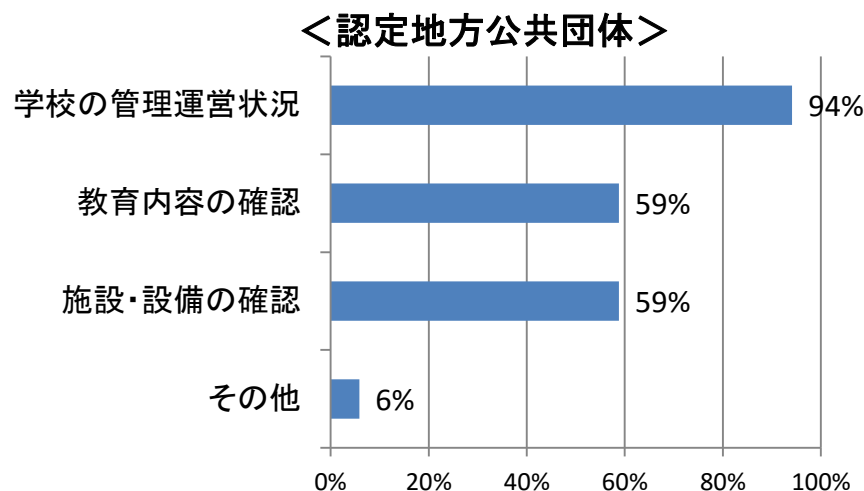
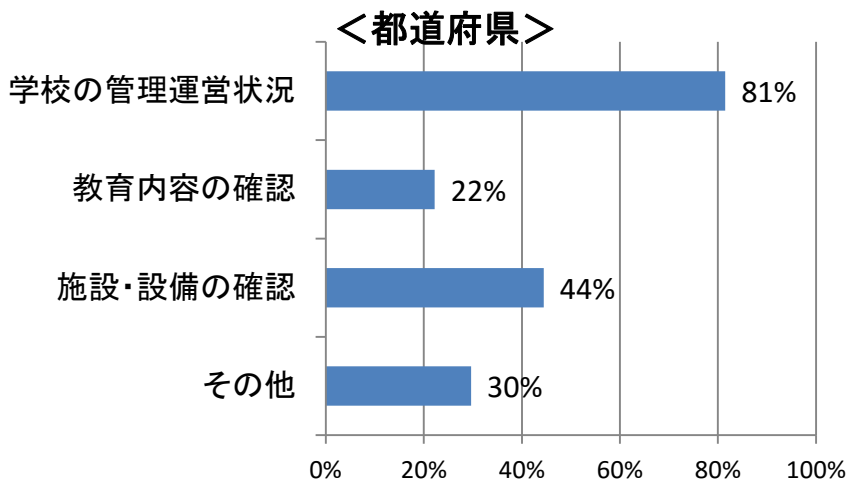
	書面調査		現地調査		その他 ※	
	自治体数	割合	自治体数	割合	自治体数	割合
都道府県	17	57%	23	77%	2	7%
認定地方公共団体	15	79%	16	84%	1	5%

※ 調査回答では、「その他」として、「ヒアリング」、「学校行事や授業の参観」等が挙げられた

■ 特段の実態調査等を行っていない主な理由

- ・ 学校評価により、学校運営体制・施設整備状況・学習指導の状況・学校設置会社の経営状況の評価を行っているため。
 - ・ 学校審議会にて、学校運営が適正に行われているか確認をしているため。
 - ・ (調査実施に関する) 規定等を設けていないため。
- など

② 書面調査、現地調査等における調査内容



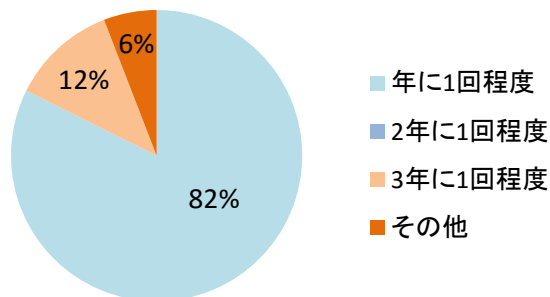
※ 調査回答では、「その他」として、「教職員体制」、「生徒数」等が挙げられた

(2) 広域通信制高等学校に対する実態把握の取組

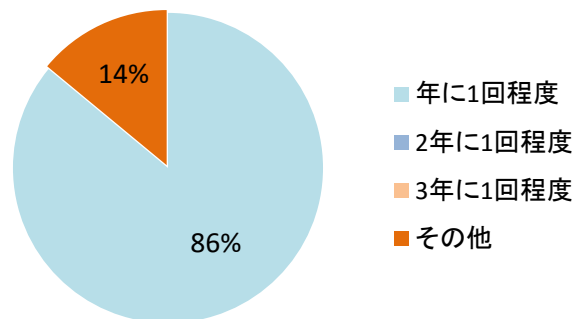
③ 書面調査、現地調査等の実施頻度

ア. 書面調査の実施頻度

<都道府県>



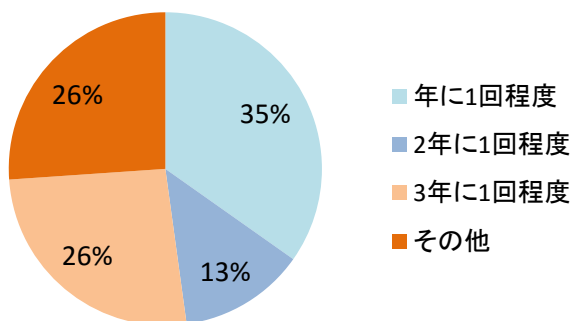
<認定地方公共団体>



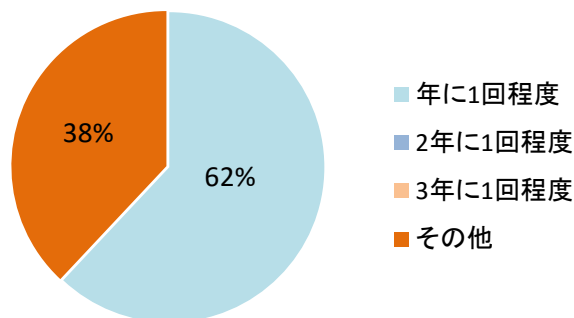
※ 調査回答では、「その他」として、「月に1回程度」「年に2回程度」等が挙げられた

イ. 現地調査の実施頻度

<都道府県>



<認定地方公共団体>



※ 調査回答では、「その他」として、「月に1回程度」「問題等がなければ5年に1度程度」等が挙げられた

(3) サテライト施設の把握状況 -都道府県-

① 積極的な把握を行っている都道府県数及び把握の方法

サテライト施設	所轄する学校が各分類のサテライト施設を現に設置している都道府県数	積極的な把握を行っている都道府県数	積極的な把握の方法			
			学則記載事項としている	施設のリストの提出を求めている	新規開設等の際に報告させている	その他
自校の施設	26	26	17	3	4	5
協力校	15	21	18	1	2	2
技能教育施設	13	18	10	2	2	5
サポート施設	19	9	1	4	0	4
その他の施設	8	5	0	1	0	4

※ 調査回答では、「その他」として、「書面調査時に報告させる」、「実地調査の際に確認」等が挙げられた

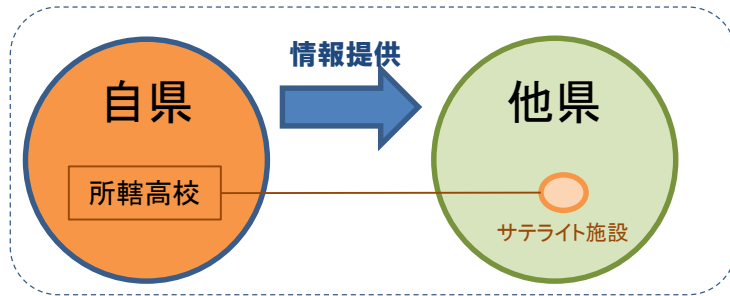
(3) サテライト施設の把握状況 -認定地方公共団体-

③ 積極的な把握を行っている認定地方公共団体数及び把握の方法

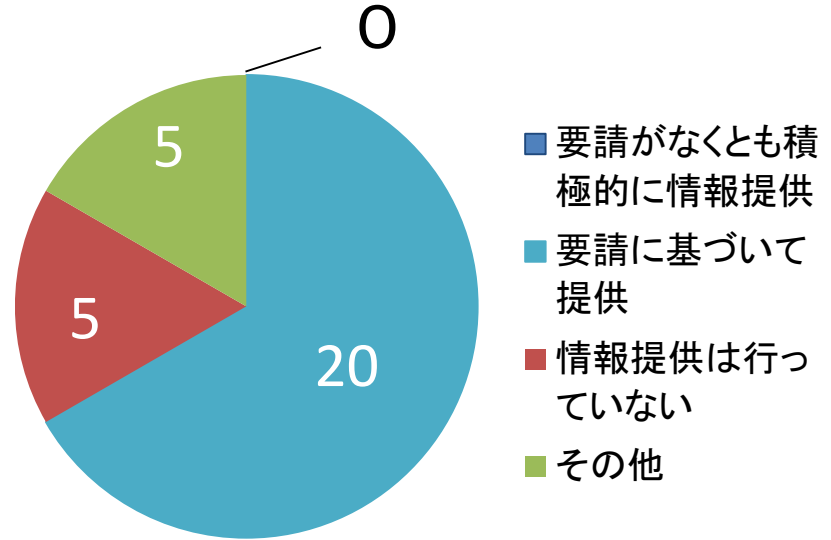
サテライト施設	所轄する学校が各分類のサテライト施設を現に設置している認定地方公共団体数	積極的な把握を行っている認定地方公共団体数	積極的な把握の方法			
			学則記載事項としている	施設のリストの提出を求めている	新規開設等の際に報告させている	その他
自校の施設	5	10	4	1	4	1
協力校	1	6	2	1	3	0
技能教育施設	4	3	1	2	2	0
サポート施設	14	10	4	4	7	0
その他の施設	8	4	0	3	3	0

(4) サテライト施設に関する情報提供 -都道府県-

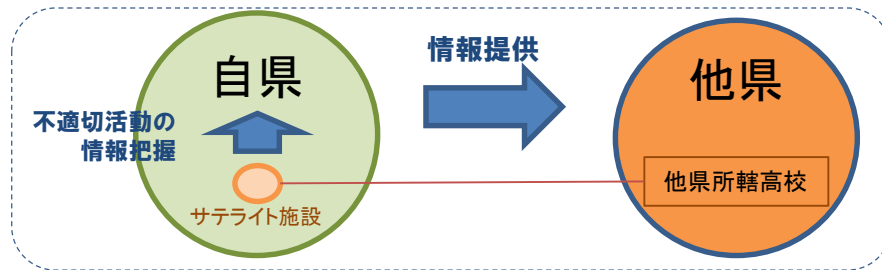
① 所轄する広域通信制高等学校のサテライト施設に関する他の地方公共団体への情報提供 (都道府県)



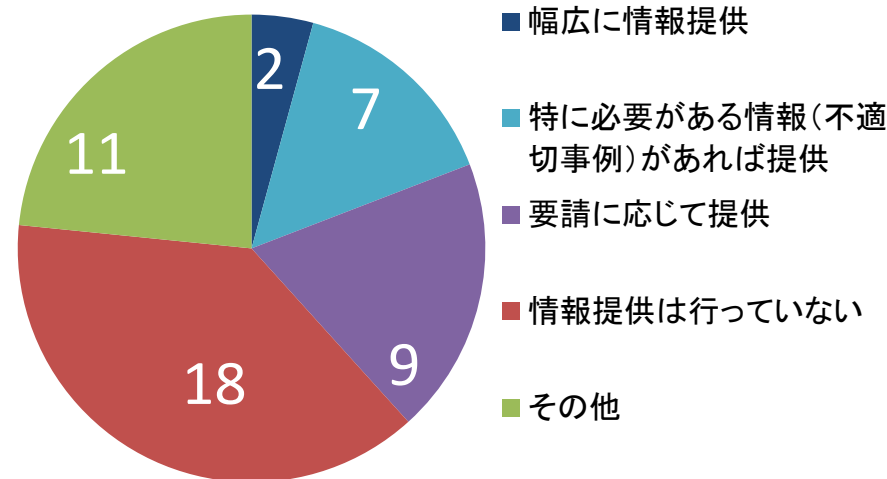
※母数: 30都道府県
(広域通信制高等学校を現に所轄する都道府県数)



② 他の地方公共団体が所轄する広域通信制高等学校のサテライト施設に関する情報提供 (都道府県)

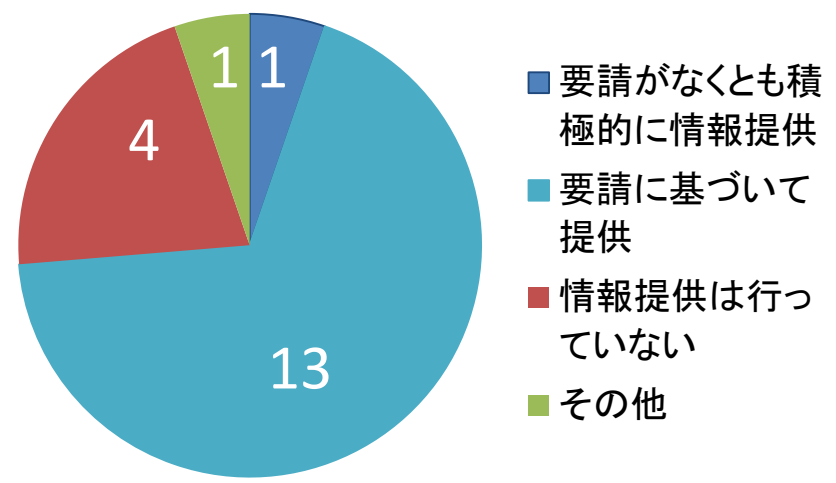
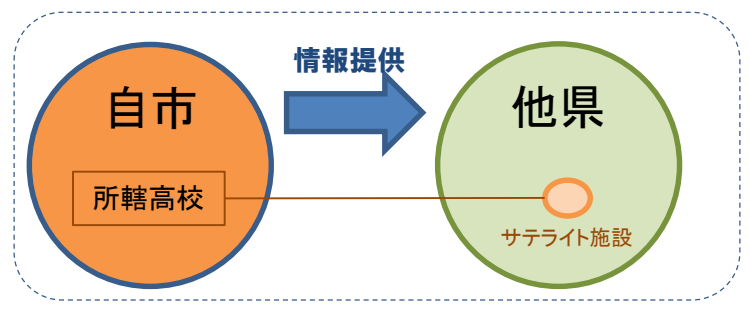


※母数: 47都道府県



(4) サテライト施設に関する情報提供 -認定地方公共団体-

③ 所轄する広域通信制高等学校のサテライト施設に関する他の地方公共団体への情報提供 (認定地方公共団体)



※母数: 19認定地方公共団体
(広域通信制高等学校を現に所轄する認定地方公共団体数)